

福島県文化センター

第1節 概要

福島県文化センターは、地方自治法第244条第1項の規定に基づき、県民の文化の振興を図ることを目的として設置されたもので、福島県文化会館、福島県美術博物館、福島県歴史資料館の三つの施設をもって構成されている。

県はこの施設の管理運営を、財團法人福島県文化センターに委託し、同法人はこの施設の設置目的に沿って各種の文化事業を展開し、あるいは資料の収集、調査研究等を行うほかこれらの施設をその管理のもとに一般県民の利用に供している。

福島県文化センターを構成する各施設の事務内容は、概ね次のとおりである。

(1) 文化会館

- 文学、音楽、演劇、舞踊等の芸術の振興に関すること。
- 社会科学、自然科学等の学術の振興に関すること。
- 文化会館の施設、設備の利用に関すること。

(2) 美術博物館

- 美術資料の収集、保管及び展示に関すること。
- 美術資料に関する専門的又は技術的な調査研究に関するここと。
- 美術資料に関する講演会、講習会等の主催及びその開催の援助に関すること。

(3) 歴史資料館

- 県に関する文書資料、考古資料、民俗資料その他の歴史資料の収集、整理、保管及び展示に関すること。
- 歴史資料の利用に関すること。
- 歴史資料に関する講演会、講習会、研究会等の主催及びその開催の援助に関すること。

昭和52年度はこれまでの実績を再吟味しつつ、生がい教育の観点に立って教育文化施設としてよりいっそうの充実を図り、県民生活に密着した特色ある館づくりをめざして、次の事項に重点をおいて事業活動並びに館の運営に当った。

(1) 美術博物館・歴史資料館の資料の充実

- 美術資料の計画的、体系的な収集
- 歴史資料の整理
- 二次資料の充実
- 収蔵目録の作成

(2) 「動く文化センター」への教育活動の拡充

- 美術博物館・歴史資料館展示活動の充実
- 移動美術館による鑑賞機会の拡充
- 舞台芸術鑑賞の機会の拡充
- 学習・研究活動の機会提供

(3) 施設の適正な維持管理

- 施設の改良保全
- 保守点検と防災対策の強化

(4) 関係機関・団体の協力連携の強化

- 機関誌「文化福島」の内容の充実

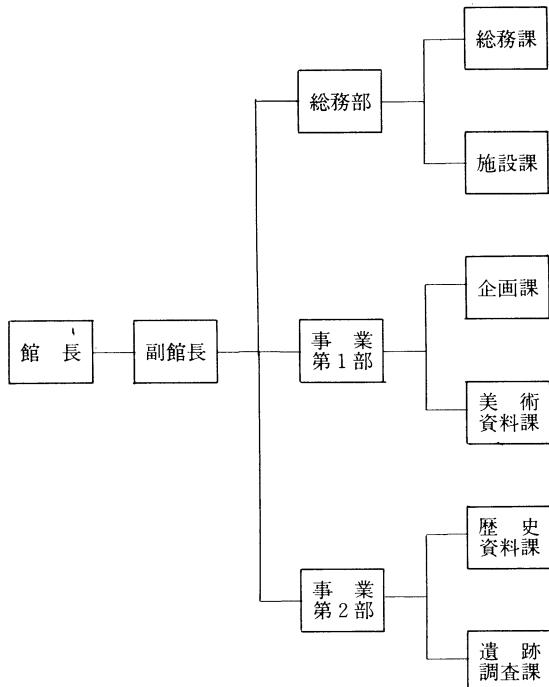
- 市町村教育委員会及び文化施設との協力体制の確立
- 文化団体、研究団体及び実作者、研究者との協力体制の確立

(5) 職員の資質向上

- 各種研修会、会議等への参加
- 自己研修

なお昭和52年度から文化センターに遺跡調査課が新設されたことにともない、事務組織が次のように改められた。

組織図



第2節 施設・設備の概況

1 施 設

所 在 地 福島市春日町5-54

敷 地 面 積 21,600m²

建 築 面 積 5,850m²

建 築 延べ面 積 11,335m²

構 造 鉄骨、鉄筋コンクリート造り

地下1階、地上3階、塔屋1階

竣 功 昭和45年9月1日

施設の概要

(1) 本 館

地階=中央監視室、空調・電気機械室、奈落